



愛媛労働局一般公示第6号

登録教習機関に係る登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の公示規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 変更前及び変更後の登録教習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

変更前

公益社団法人愛媛労働基準協会
愛媛県松山市南江戸一丁目13番21号
会長 浅田 幸雄

変更後

公益社団法人愛媛労働基準協会
愛媛県松山市南江戸一丁目13番21号
会長 佐川 憲司

- 2 変更する年月日

令和8年6月17日

令和8年7月14日

愛媛労働局長